

# 山口県報

平成25年  
5月14日  
(火曜日)

## 目次

- 告示  
救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室).....  
救急病院の認定(地域医療推進室).....  
岩国市平田一丁目土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課).....  
下関都市計画道路事業の認可(都市計画課).....
- 公告  
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....  
土地改良区役員の届出(農村整備課).....
- 選管告示  
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示の一部改正.....

### 山口県告示第九十五号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十五年五月十四日

名称 地域医療支援病院オーブンステム 周南市慶万町一〇番一  
所在地 山口県知事 山本 繁太郎  
徳山医師会病院

### 山口県告示第九十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年五月十四日

名称 地域医療支援病院オーブンステム徳山医師会病院  
所在地 周南市慶万町一〇番一  
認定が効力を有する期限 平成二八、三、三一

### 山口県告示第九十七号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第四十五条第二項の規定に基づき、岩国市平田一丁目土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十五年五月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

### 山口県告示第九十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき、下関都市計画道路事業を次のとおり認可した。

平成二十五年五月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 施行者の名称  
下関市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
下関都市計画道路事業三・四・十八高尾旭線  
下関都市計画道路事業三・四・五十七武久幡生本町線
- 三 事業施行期間  
平成二十五年五月十四日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地  
下関市幡生本町及び武久町二丁目



(一四三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年五月十四日から同年九月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年五月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン下松店・アルク下松店  
所在地 下松市大字西豊井一五五七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社エディオン 住所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号 代表者の氏名 久保 允誉  
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	デオデオ下松店・アルク下松店	エディオン下松店・アルク下松店

四 届出年月日

平成二十五年四月十六日

五 変更年月日

平成二十四年十月一日

(一四四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十五年五月十四日

山口県知事 山本 繁太郎

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所  
下関土地改良区 理事 小川 博司 下関市梶栗町五丁目一〇番一〇号

〃 理事 村田 玄治 〃 大字植田五三一

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏名 住所  
下関土地改良区 理事 中森 望 下関市王司神田三丁目五番四号



山口県選挙管理委員会告示第六十六号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示(平成十七年山口県選挙管理委員会告示第九十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月十四日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

「岩国市黒磯町二丁目一六番一号」を「岩国市愛宕町二丁目五番一号」に改める。

平成二十五年五月十四日印刷  
平成二十五年五月十四日発行

発行所 山口県庁  
山口県知事